

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第259条 ガソリンを燃料とする原動機付自転車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素及び炭化水素の発散防止性能に関し保安基準第61条の3第2項の告示で定める基準は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の原動機付自転車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を60cm程度挿入して測定するものとする。ただしプローブを60cm程度挿入して測定することが困難な原動機付自転車については、外気の混入を防止する装置を講じて測定するものとする。以下この項において同じ。）及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、一酸化炭素については0.5（総排気量が0.050リットル以下で最高速度が50km/h以下の原動機付自転車にあつては、3.0）%、炭化水素については100万分の1,600を超えないこととする。

2 前項の規定に適合させるために原動機付自転車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第61条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、触媒等の取付けが確実でないもの又は触媒等に損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。

二 当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者に警報する装置を備えたものであること。この場合において、型式認定原動機付自転車にあつては、別添115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えたものであることとする。なお、次のいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。

イ 電源投入時（蓄電池を備えない原動機付自転車にあつては、原動機始動時）に警報を発しないもの

ロ 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの（蓄電池を備えない原動機付自転車にあつては、原動機始動時に点灯し、当該点灯から5秒後に消灯しないもの）

ハ 発する警報を運転席において容易に判断できないもの

3 内燃機関を原動機とする原動機付自転車であつてガソリンを燃料とするものに備えるブローバイ・ガス還元装置が炭化水素等の発散を防止するものとして機能、性能等に関し保安基準第61条の3第4項の告示で定める基準は、その取付けが確実であり、かつ、損傷のないものでなければならないものとする。

4 原動機付自転車であつてガソリンを燃料とするものが炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該原動機付自転車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し保安基準第61条の3第5項の告示で定める基準は、別添117「二輪車の燃料蒸発ガスの測定

方法」に規定する運転条件及び測定条件により測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量をgで表した値（炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）が1.5（総排気量が0.050リットル以下で最高速度が50km/h以下の原動機付自転車にあつては、2.0）を超えないものでなければならないものとする。なお、炭化水素の排出を抑制する装置の取付けが確実でないもの又は損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。

- 5 原動機付自転車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第61条の3第6項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
 - 一 排気管は、標識が取り付けられている場合は、当該標識の数字等の表示が発散する排気ガス等により妨げられる位置に開口していないこと。
 - 二 排気管は、接触、発散する排気ガス等により原動機付自転車（当該原動機付自転車が牽引する付随車を含む。）若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。
 - 三 排気管は、その取付けが確実であり、かつ、損傷のないものであること。